

UPZ圏内における離島（愛媛県八幡浜市大島）の防護措置

- 八幡浜市は、一時移転等の指示が出た場合は大島の自主防災組織等に対して大島産業振興センター（放射線防護施設）へ要員の配置を依頼。
- 住民に対しては、防災行政無線（同報系）、広報車、拡声器、緊急速報メールサービス等を活用して情報を伝達。
- 住民は、大島港まで徒歩等で移動した後、大島港から定期船、自家用船舶等により八幡浜港へ移動。
- 八幡浜港から市民スポーツセンター（一時集結所）へ徒歩、市公用車等で移動後、市・県が手配するバス等により松山市の愛媛県総合運動公園（避難経路所）に移動。その後、松山市の指示する広域避難所に避難。
- ピストン輸送による船舶避難時において一度に乗り切れなかった人や、悪天候等で船舶による避難が困難な場合は、船舶避難ができるようになるまで大島産業振興センター（放射線防護施設）において屋内退避を実施。



※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

UPZ圏内における離島（愛媛県宇和島市嘉島）の防護措置

- 宇和島市は、一時移転等の指示が出た場合は嘉島港（一時集結所）に市職員2名を配置。
- 住民に対しては、防災ラジオ、屋外放送設備、拡声器、緊急速報メールサービス等を活用して情報を伝達。
- 住民は、嘉島港まで徒歩で移動した後、船舶により避難。
- 嘉島港から宇和島港までは、定期船、自家用船舶、宇和島市公用船等で移動し、宇和島港から避難先施設となる市内の三間町公共施設に市・県が手配するバス等により避難を実施。
- ピストン輸送による船舶避難時において一度に乗り切れなかった人や、悪天候等で船舶による避難が困難な場合は、船舶避難ができるようになるまで嘉島小学校（放射線防護施設【整備中】）において屋内退避を実施。



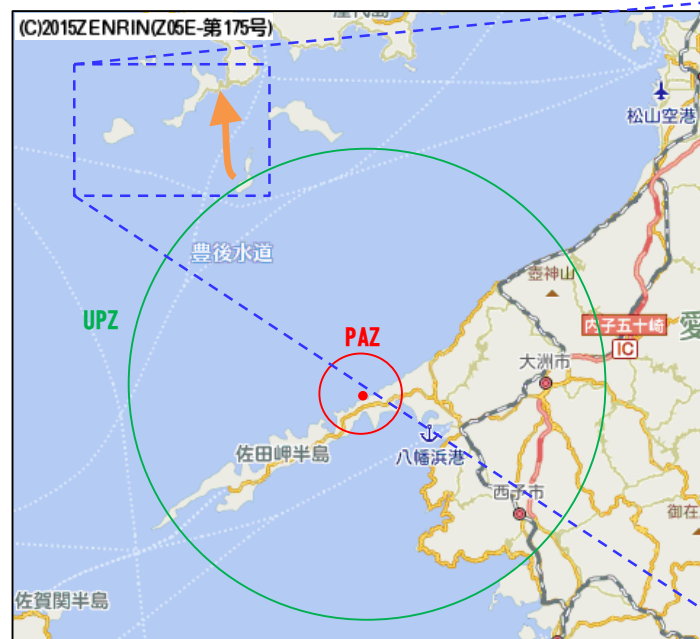
避難経路:

嘉島港（一時集結所）→[船舶移動（定期船・自家用船舶、宇和島市公用船等）]→宇和島港→三間町公共施設（避難先施設）

※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

UPZ圏内における離島（山口県上関町八島）の防護措置

- 上関町は、一時移転等の指示が出た場合は八島ふれあいセンター（島内集合場所）及び上関町総合文化センター（島外避難所）に町職員2名1組を配置。
- 住民に対しては、防災行政無線（同報系）、広報車、拡声器、緊急速報メールサービス等を活用して情報を伝達。
- 住民は、八島ふれあいセンターに徒歩、町公用車で移動した後、八島港から船舶により避難。
- 八島港から室津港までは、かみのせき丸（町定期船）、漁船で移動し、室津港から島外避難所となる上関町総合文化センターへ徒歩、町公用車で移動。
- 船舶による避難が困難な場合は、船舶避難ができるようになるまで八島ふれあいセンターにおいて屋内退避を実施。



避難経路:

八島ふれあいセンター（島内集合場所）→八島港→
[船舶移動(かみのせき丸)]→室津港→上関町総合文化センター（島外避難所）

※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

他の地方公共団体からの応援計画

➤ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、愛媛県及び山口県に対する関係地方公共団体からの支援策として、9つの応援協定等が締結されている。

㊦ 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定（平成19年2月5日）

【対象】

徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【応援内容】

- ①物資及び資機材の提供
- ②施設、設備及び機器の使用又は貸与
- ③職員の派遣
- ④試験検査等の実施その他の役務の提供
- ⑤前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

㊦ 愛媛県と山口県の確認事項について（平成24年3月1日）

【応援内容】

- ①連絡通報について
- ②情報交換会の開催等について
- ③愛媛県がサイトセンターへの山口県職員の受入れについて
- ④原発事故により愛媛県から避難される方々の受入れについて

㊦ 愛媛県と大分県の確認事項について（平成23年9月1日）

【応援内容】

- ①連絡通報について
- ②情報交換会の開催等について
- ③愛媛県がサイトセンターへの大分県職員の受入れについて
- ④原発事故により愛媛県から避難される方々の受入れについて

㊦ 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成24年5月18日）

【応援内容】

- ①人的支援及び斡旋
- ②物的支援及び斡旋
- ③施設又は業務の提供及び斡旋
- ④その他特に要請のあったもの

㊦ 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定（平成24年3月1日）

【対象】

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【応援内容】

- ①食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- ②被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- ③避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
- ④医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- ⑤避難者を受け入れるための施設の提供
- ⑥前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

㊦ 中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定（平成24年3月1日）

【対象】

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

【応援内容】

- ①食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- ②被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- ③避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
- ④医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- ⑤避難者を受け入れるための施設の提供
- ⑥前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

㊦ 九州・山口9県災害時応援協定（平成23年10月31日）

【対象】

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県

【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③避難施設及び住宅の提供
- ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ⑤医療支援
- ⑥その他応援のため必要な事項

㊦ 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定（平成23年10月31日）

【対象】

関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、九州地方知事会（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県）

【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③避難施設及び住宅の提供
- ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ⑤医療支援
- ⑥その他応援のため必要な事項

㊦ 原子力災害時の相互応援に関する協定（平成13年1月31日）

【対象】

北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

【応援内容】

- ①原子力防災資機材の提供
- ②職員の派遣



8. 放射線防護資機材、物資、 燃料備蓄・供給体制

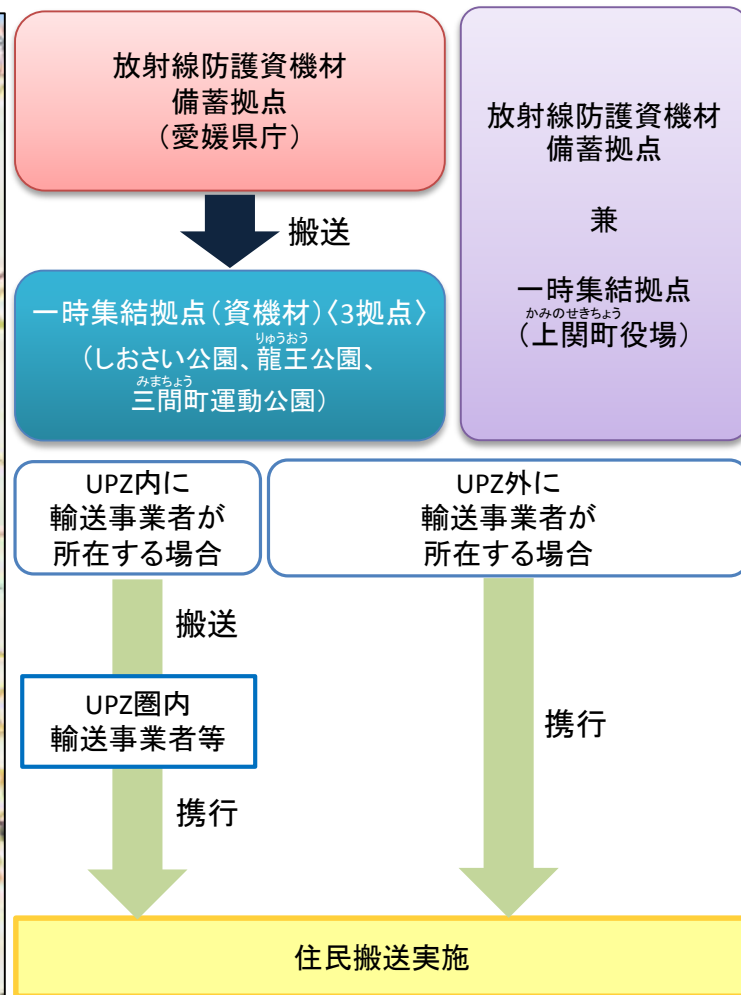
PAZ圏内及び予防避難エリア防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制

- 愛媛県は、伊方町のほか、PAZ圏内の住民搬送を担うバス会社の運転手、医療機関・社会福祉施設・教育機関の施設管理者等向けの個人線量計等の放射線防護資機材の備蓄を実施中。
- 緊急時には、放射線防護資機材を運転手、避難誘導者に配布し、万々に備え避難搬送時に携帯。
- 平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。併せて、関係者向けパンフレットを整備中。



UPZ圏内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制

- 愛媛県では、UPZ圏内一時移転等において住民搬送を担う輸送事業者等には、緊急時に設置する一時集結拠点で原則放射線防護資機材を配布（UPZ圏内の輸送事業者等には個別に配布）。
- 山口県では、放射線防護資機材備蓄拠点である上関町役場^{かみのせきちよう}において配布を実施。
- 一時集結拠点では、放射線防護資機材の使用方法や、それまでのモニタリング結果等により、避難搬送による被ばく線量が積算1mSvを十分に下回ることをあらかじめ確認。



原子力事業者による放射線防護資機材等の支援体制

- 原子力事業者は、放射線防護資機材を各原子力事業者で支援をするため、「原子力災害発生時における事業者間協力協定」を締結。
- 原子力災害発災後の避難・一時移転等において、放射線防護資機材等が不足する場合、原子力事業者は、保有する資源(要員・資機材等)を最大限供給し支援する。

原子力災害発生時における事業者間協力協定（平成26年10月10日）

【協定事業者】

北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃

【目的】

原子力災害時における原子力事業者間協力の円滑な実施を図り、原子力災害の拡大防止および早期復旧の一翼を担うことを目的とする。

【協力活動の範囲】

原子力災害時の周辺地域の環境放射線モニタリングおよび周辺区域の汚染検査・汚染除去に関する事項について、協力要員の派遣・資機材の貸与その他の措置 等

主な備蓄資機材

資機材	数量
サーベイメータ(GM管)	360台
全面マスク	1,000個
タイベックスーツ	30,000着



サーベイメータ(GM管)



全面マスク



タイベックスーツ

愛媛県及び山口県の関係市町における行政備蓄

- 緊急時に備え、県及び関係市町では、食料及び生活物資等の備蓄を実施。万が一不足等が生じる事態となった場合、県が調整を行い、それぞれの県内の全市町村より備蓄した食料及び生活物資等を融通する体制を整備。

避難元市町の生活物資の備蓄状況

備蓄物資 種類	愛媛県関係市町								山口県関係市町	
	愛媛県	い かたちよう 伊方町	や わた はま し 八幡浜市	おお ず し 大洲市	せい よ し 西予市	う わ じま し 宇和島市	い よ し 伊予市	うち こ ちよう 内子町	山口県	かみのせきちよう 上関町
乾パン (缶)	—	10,800	2,136	6,000	—	1,584	240	220	—	—
アルファ米等 (食)	—	21,000	16,650	7,567	11,000	30,980	2,600	2,100	—	300
飲料水 (リットル)	—	21,250	15,692	13,620	9,200	46,716	2,200	3,100	—	300
毛布 (枚)	4,500	2,000	1,000	948	6,800	600	550	600	4,500	40
簡易トイレ (セット)	50	50	16	374	160	42	380	12	—	600※3

※1: 上記物資備蓄数は概数。また、上記の他に、関係市町では常備薬、炊き出し用具等、避難生活に必要な物資等を準備している。

※2: 上記の数量は、現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※3: 上関町が備蓄する簡易トイレは、使い捨てタイプ。

愛媛県及び山口県における行政備蓄

- 関係市町及び避難先市町から物資支援の要請があった場合や要請を待ついとまがないと認められる状況になった場合に備え、愛媛県及び山口県は、「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」等を民間企業等と締結。

災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

愛媛県

協定の種類	内容	締結民間企業等
災害時における応急生活物資の供給に関する協定等	災害発生時における応急生活物資の供給等	(株)ひめリス、(株)あいしよく、(株)四国シシマパン、四国コカ・コーラボトリング(株)、大塚食品(株)、(株)光藤、(一社)愛媛県生活衛生同業組合連合会、愛媛県パン協同組合、全日本パン協同組合連合会中四国ブロック、(株)伊予鉄高島屋、(株)松屋三越、(株)フジ、DCMダイキ(株)、NPO法人コメリ災害対策センター、愛媛県生活協同組合連合会、サークルケイ四国(株)、サンクス西四国(株)、(株)ローソン、(株)ファミリーマート、イオンリテール(株)、(一社)愛媛県LPガス協会
災害時等における自動車等の燃料の調達に関する協定	公用車等災害対策に必要な自動車等の燃料の優先的な供給	愛媛県石油商業組合
災害時の物資等の輸送に関する協定	災害救助に必要な生活必需品等の輸送	(一社)愛媛県トラック協会、赤帽愛媛県軽自動車運送協同組合

山口県

協定の種類	内容	締結民間企業等
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書等	災害時における応急対策物資供給等	山口農協直販(株)、山口県パン工業共同組合、山口県乳業共同組合、生活協同組合コープやまぐち、(株)下関大丸、マックスバリュ西日本(株)、(株)丸久、(公財)山口県学校給食会、(株)セブンイレブンジャパン、(株)ローソン、(株)イスマ、(株)ナフコ、(株)ジュンテンドー、NPO法人コメリ災害対策センター、(株)ファミリーマート、(株)フジ、(株)伊藤園、日本果実工業(株)、(一社)山口県LPガス協会、大塚製薬(株)
災害時における石油類燃料の確保及び徒歩帰宅者等支援に関する協定	災害時における石油類燃料の確保及び徒歩帰宅者等への支援	山口県石油商業組合
災害発生時等の物資等の緊急・救援輸送に関する協定書	物資等の緊急・救援輸送	(一社)山口県トラック協会

PAZ圏内及び予防避難エリア避難時の物資備蓄・供給体制

- PAZ圏内及び予防避難エリアからの避難住民約10,100人の受入れ時には、愛媛県と災害時協定を締結している指定業者等からの流通備蓄と受入先自治体による備蓄のほか、日本赤十字社愛媛県支部に備蓄された物資(生活用品等)を、愛媛県トラック協会等の協力を得て、避難施設に搬送する。
- 愛媛県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、愛媛県から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。

日本赤十字社愛媛県支部備蓄

- ・毛布:4,092枚
- ・緊急セット(携帯ラジオ、懐中電灯等):2,093個
- ・安眠セット(マット・枕等):916個

松前町備蓄

- ・食料:1,200食
- ・飲料水:1,464リットル
- ・毛布:200枚
- ・簡易トイレ:6セット

愛媛県総合運動公園備蓄

- ・毛布:4,530枚
- ・日用品セット:1,000セット
- ・ポータブルトイレ:50個

PAZ・予防避難エリア住民避難先

種類	施設名	避難受入人数
広域避難所	まさき 松前公園体育館	997人
	まさき 松前小学校	1,469人
	まさき 松前中学校	1,422人
	きたいよ 北伊予小学校	948人
	きたいよ 北伊予中学校	826人
	おかだ 岡田小学校	1,073人
	おかだ 岡田中学校	1,073人
	いよ 県立伊予高校	949人
	健康増進センター	273人
	まさき 松前総合文化センター	541人
	東公民館	430人
	西公民館	383人
	北公民館	374人
合 計		10,758人

(C)2015ZENRIN(2015E-第175号)

(※)物資備蓄数は概数

物資集積拠点・一時集結拠点（物資）

- 物資供給の迅速性を高めるため、公的施設や民間の倉庫等を活用し、国からの物資を集積する物資集積拠点を設定。物資集積拠点で、地域のニーズ等を踏まえて必要な食糧や物資を分別し、住民の避難先や一時集結拠点に輸送。
- 一時集結拠点では、物資集積拠点から搬送された物資をもとに、地域住民の状況を踏まえて物資を供給。あわせて、地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請を行う。
- 物資集積拠点・一時集結拠点は、防災業務関係者への災害関係情報の提供拠点としても活用。
- 物流専門家の派遣について協定事業者に要請し、より効率的に物資を供給。



物資集積拠点<7拠点>

- (アイテムえひめ(愛媛県国際貿易センター)、愛媛県総合運動公園、生涯学習センター・えひめ青少年ふれあいセンター、宇和島市総合交流拠点施設(道の駅みま)、周南緑地、山口県消防学校及び大分スポーツ公園)
- ・避難・屋内退避住民に対する政府の供給食料・物資の集積
 - ・ボランティア団体等による食糧・物資の集積
 - ・オフサイト対応で必要となる放射線防護資機材
 - ・追加で必要となる緊急時モニタリング資機材及び放射線防護資機材
 - ・避難住民への食糧・物資の供給
 - ・災害関係情報(道路情報、緊急時モニタリング情報)
 - ・公的施設のスペースが不足する場合等は民間施設を活用

一時集結拠点(物資)<5拠点>

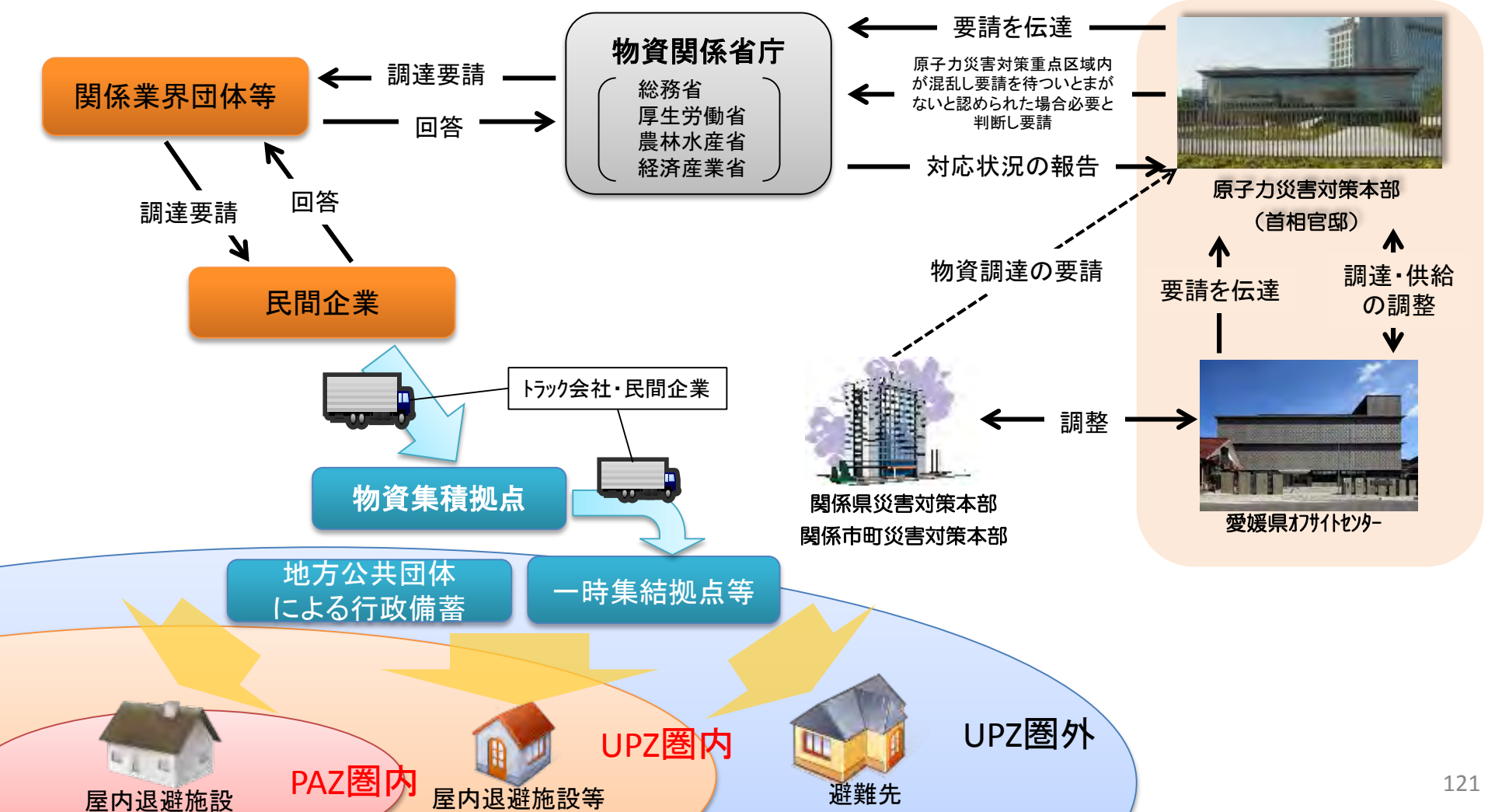
- (しもなだ体育館、五十崎体育館、JA南味楽共選場、上関惣津空地、室津竹の浦空地)
- ・屋内退避住民への食糧・物資の供給
 - ・緊急時モニタリング資機材及び放射線防護資機材の供給
 - ・地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請
 - ・原子力災害対策重点地域への入域に必要な情報提供等
 - ・災害関係情報(道路情報、緊急時モニタリング情報) 等

物流専門家の派遣

- ・協定事業者から災害対策本部や物資集積拠点に派遣
- ・物資の保管や、荷さばき等に対する助言・指導

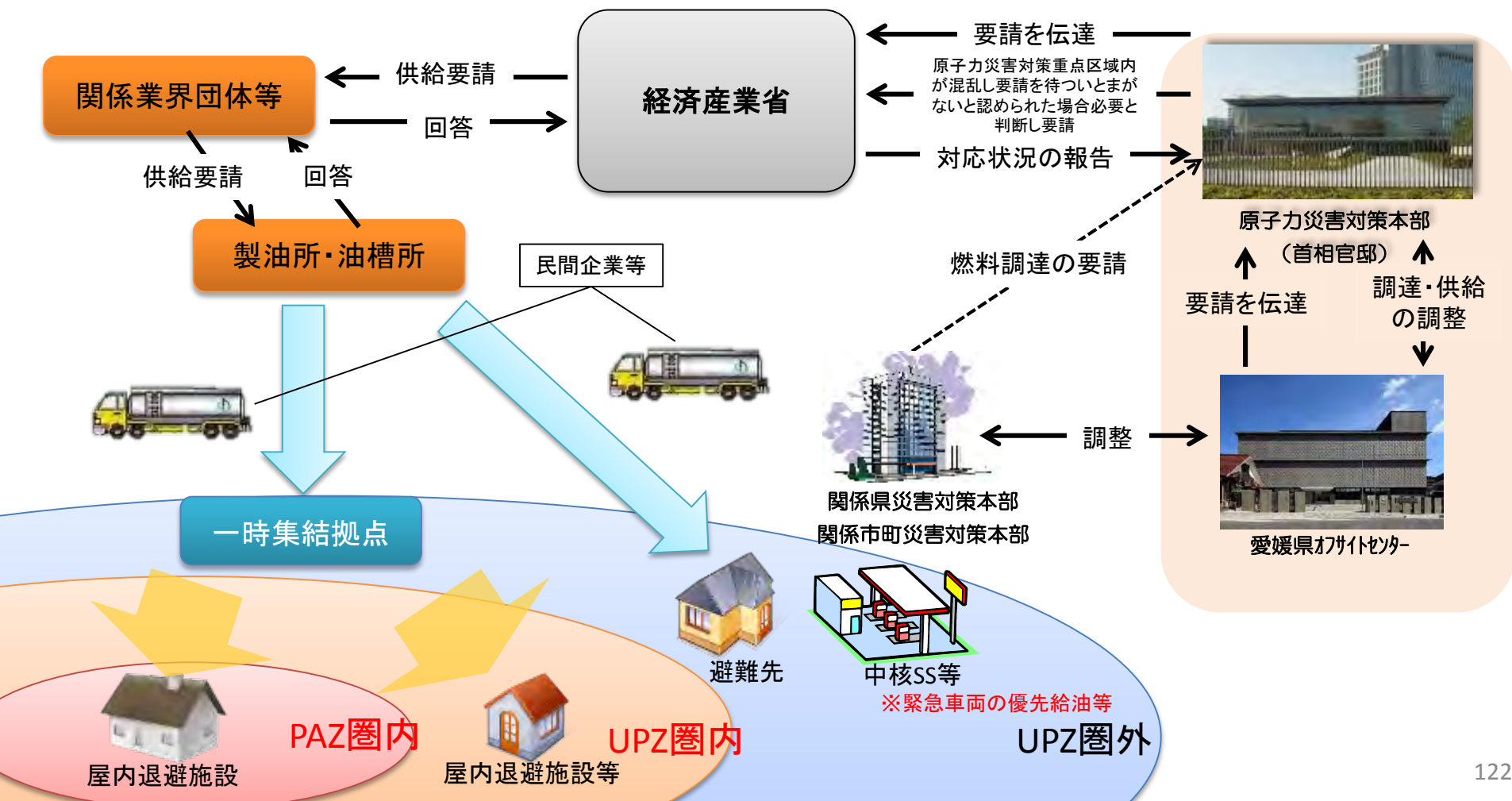
国による物資（食料等の生活用品等）の供給体制

- 関係県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、関係県及び関係市町から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合等、原子力災害対策本部は、物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）に対しこの要請を伝達、または要請し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、物資集積拠点への物資搬送を行う。



国による物資（燃料）の供給体制

- 関係県及び関係市町が備蓄している燃料が不足する場合、関係県及び関係市町から、原子力災害対策本部に対し燃料調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合、原子力災害対策本部は、経済産業省に対しこの要請を伝達、または要請し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、原則として製油所・油槽所から一時集結拠点等への搬送を行う。



主な物資の種類と担当省庁、関係業界団体

- 被災者の生活の維持のために必要な物資(食料等の生活用品等)の調達・供給は、防災基本計画第2編 各災害に共通する対策編に基づき実施。

物資の種類	担当省庁	主要緊急物資	主な関係業界団体等
給水	厚生労働省	飲料水	周辺自治体水道局
医薬品等		一般薬、紙おむつ、マスク 等	日本OTC医薬品協会、 日本製薬団体連合会、 日本医療機器産業連合会、 日本医薬品卸売業連合会 等
食料等	農林水産省	パン、即席めん類、おにぎり、缶詰 等	各種食品産業関係団体 等
生活必需品	経済産業省	仮設トイレ、トイレトペーパー、毛布 等	什器・備品レンタル協会、 日本家庭紙工業会、 日本毛布工業組合 等
燃料(石油・石油ガス等)		ガソリン、軽油 等	石油連盟、全国石油商業組合連合会、 独立行政法人石油天然ガス・ 金属鉱物資源機構(JOGMEC) 等

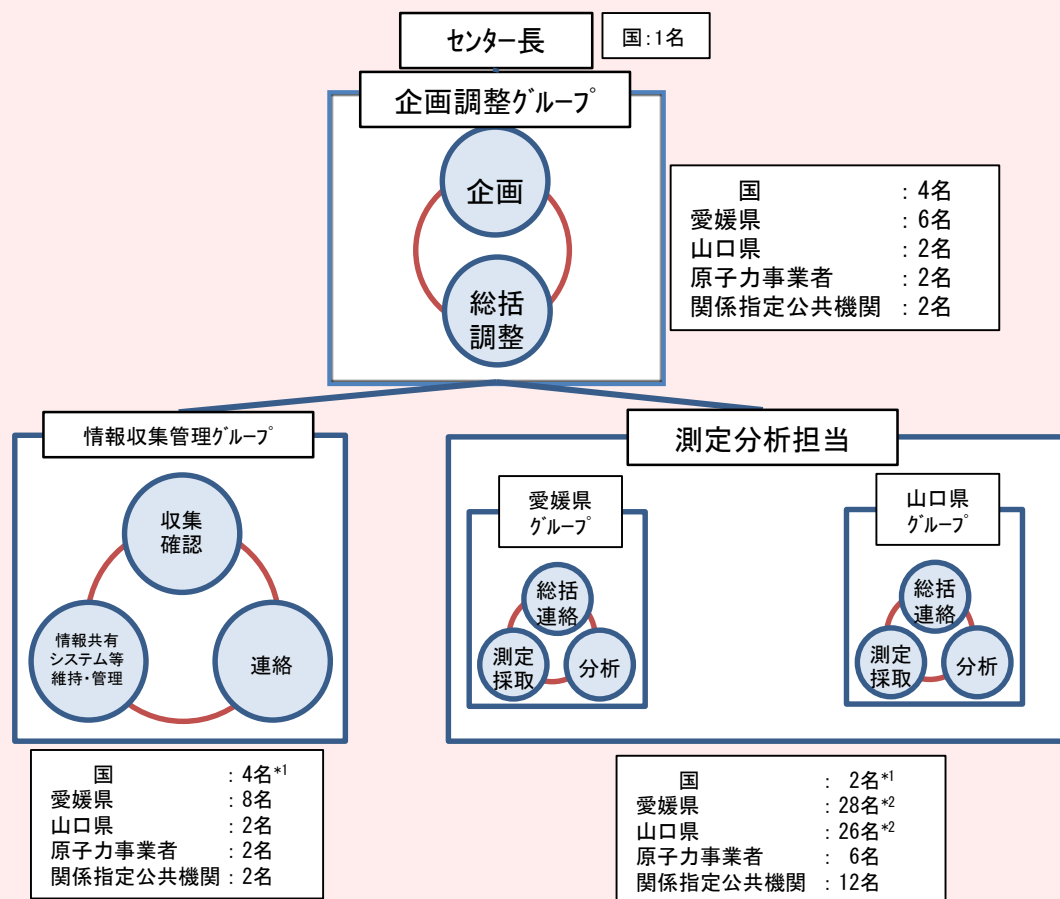
貸出用機材の種類	担当省庁	主要緊急物資
通信機器	総務省	貸出用災害対策用移動通信機器 (衛星携帯電話、MCA端末、簡易無線機)を備蓄

※物資の調達・供給に係る、関係機関等の基本的な対応については、P.119の体制に基づき実施。

9. 緊急時モニタリングの実施体制

緊急時モニタリングの体制

- 国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンター（EMC）を設置する。
- 緊急時モニタリングセンターの体制について、センター長、企画調整グループ及び情報収集管理グループを愛媛県オフサイトセンターに、測定分析担当は、それぞれの県の拠点に設置する。
- 愛媛地方放射線モニタリング対策官事務所に2名を配置し、緊急時モニタリング体制を強化。



企画調整グループ

緊急時モニタリングの企画調整を担い、緊急時モニタリングセンター内の活動に対する監督を行う。

情報収集管理グループ

中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的管理等を行う。

測定分析担当

緊急時モニタリングを実施する。

※ 構成員は交代要員を含む

* 1 国から委託を受けた民間の機関含む * 2 愛媛県・山口県の構成員は各県のモニタリング計画等に基づく

伊方地域の放射線モニタリング体制

- ^{いかた}伊方発電所周辺の8市町に、人口分布等を考慮して緊急時モニタリング地点100地点を設定し、このうちUPZ圏内65局(予防避難エリアを除く)及びPAZ圏内2局の測定局で防護措置の実施判断に係る連続測定を実施。
- PAZ圏内及び予防避難エリアでは、30局の測定局で連続測定を実施。
- このほか、国の測定局においても空間放射線量率を測定。



➤ モニタリングポスト等

- ・モニタリングステーション(1局)及びモニタリングポスト(19局)で、発電所周辺地域の放射線量、放射性物質濃度を測定

※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施

- ・電子線量計(58台)で、放射線量を測定
- ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(10台)を配備

➤ モニタリングカー等

- ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備



モニタリングステーション【1局】、モニタリングポスト【19局】
(非常用電源装備)



モニタリングポスト・ダストサンプラ
(可搬型)



電子線量計【58台】



モニタリングカー【1台】



モニタリング資機材例
(サーベイメータ、非常用電源等)



放射線測定通信端末

➤ モニタリングステーション

- ・UPZ圏内に含まれる八島^{やしま}にモニタリングステーションが設置されており、放射線量等を測定
※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
- ・万一、モニタリングステーションが使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(1台)を配備



モニタリングステーション【1局】



非常用電源装備(モニタリングステーション)



可搬型モニタリングポスト【1台】



NaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータ



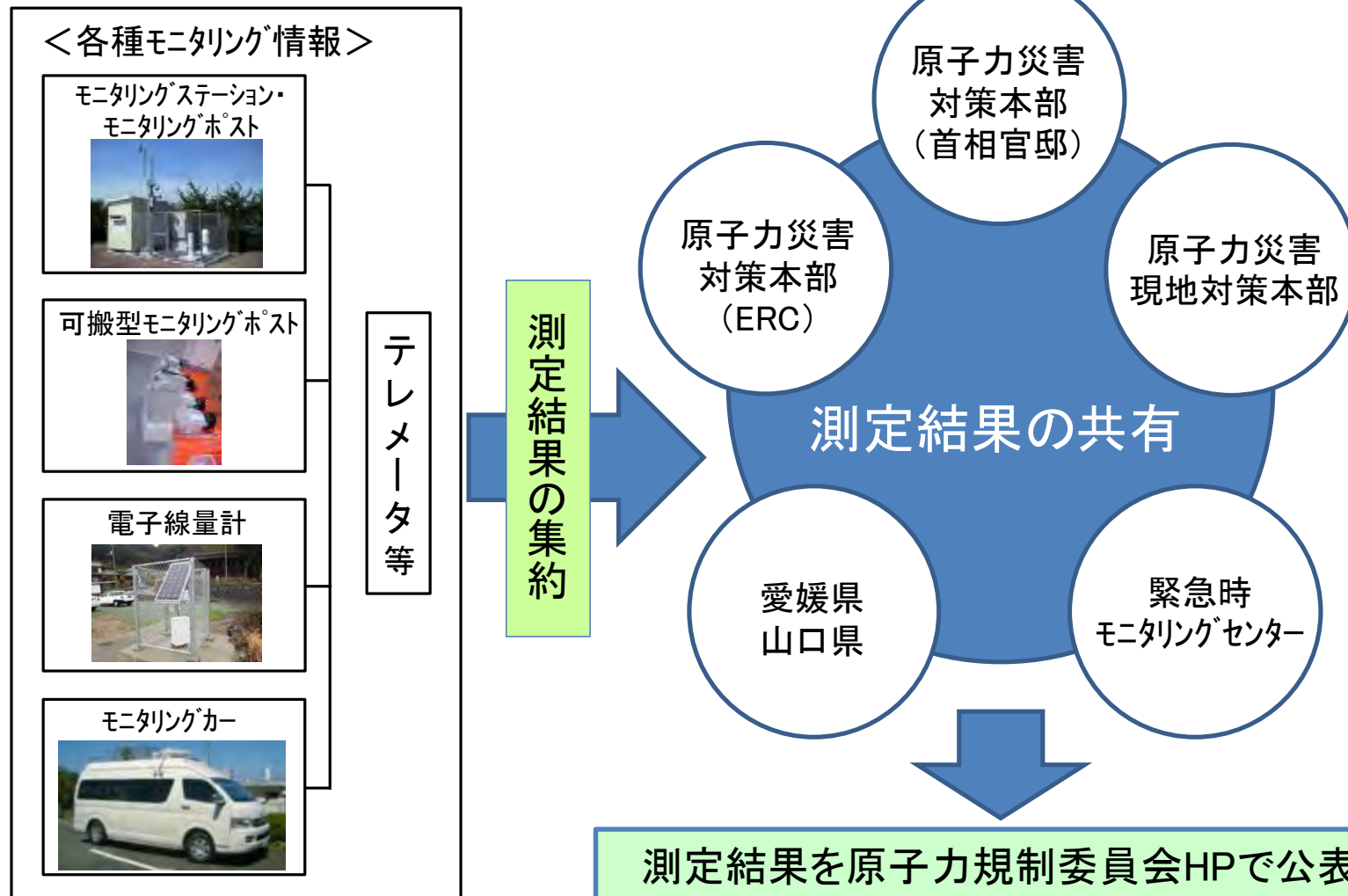
電離箱式サーベイメータ



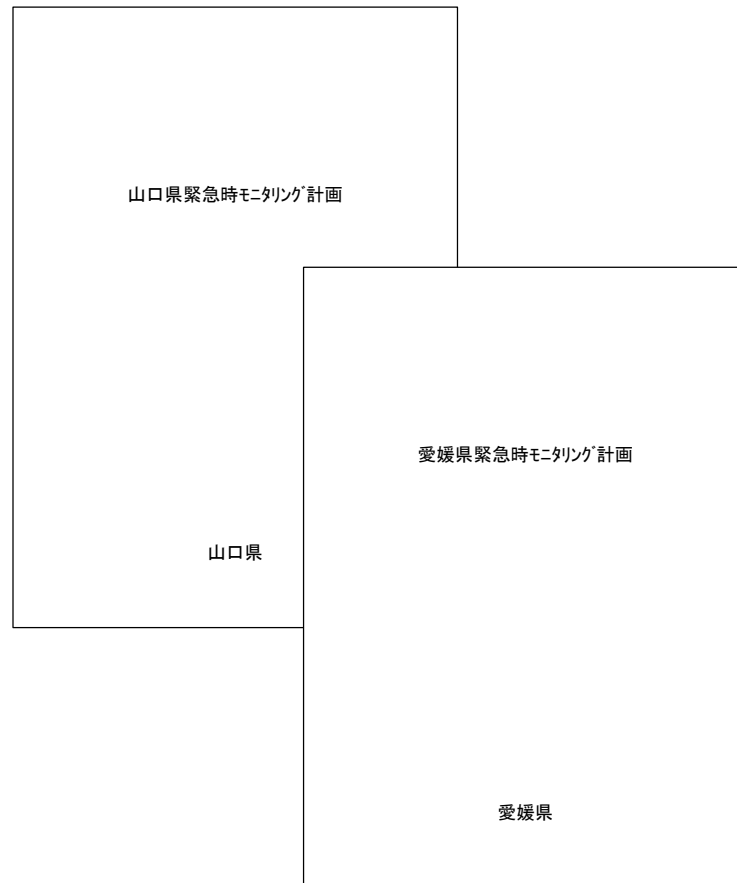
GM管式サーベイメータ

緊急時モニタリング 結果の共有及び公表

- 緊急時モニタリングの結果は、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、緊急時モニタリングセンター等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



- 愛媛県及び山口県では、緊急時モニタリング計画を策定している。
- 国は、施設敷地緊急事態に至った際に、緊急時モニタリング計画を参照して緊急時モニタリング実施計画を定めるほか、事態の進展に応じた同実施計画の改定等を行う。



参照して策定及び改定

<緊急時モニタリング計画>

緊急時モニタリング実施計画(例)

【記載する項目の例】

<実施項目>

例)

- モニタリングの継続
- 固定局モニタリングポストの測定間隔の変更
- 必要に応じた可搬型モニタリングポストの設置
- モニタリングカーによる測定の実施
- ヨウ素サンプラーの設置・測定
- 飲食物に係るスクリーニング等

<実施主体>

例)

- 緊急時モニタリングセンター(測定分析担当)
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 等

<情報共有／報告の体制>

<注意事項>

等

【その他添付資料等の例】

- 測定項目一覧
- 地図及び観測局等の地点図 等

緊急時モニタリングに係る動員計画

- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に「緊急時モニタリングに係る動員計画」が策定された。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

<概要>

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等（以下「関係機関」という）から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
- 上述の情報の更新の方法
- 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定。

関係機関の保有資機材数

（平成26年度調査による。愛媛県・山口県・四国電力を除く。）

	可搬型 モニタリングポスト	モニタリングカー
国	35台	10台
道府県	242台	27台
原子力事業者	42台	32台
関係指定 公共機関	21台	5台

※ 各資機材については保有数を記載。

- 固定観測局については、そこで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位毎に設置されることが必要であり、愛媛県及び山口県では既設モニタリングポスト等の値に基づき一時移転等を実施する範囲を対応付けている。既設モニタリングポスト等の全てについて非常用電源を設置しているほか、既設モニタリングポスト等の故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等を保有している。

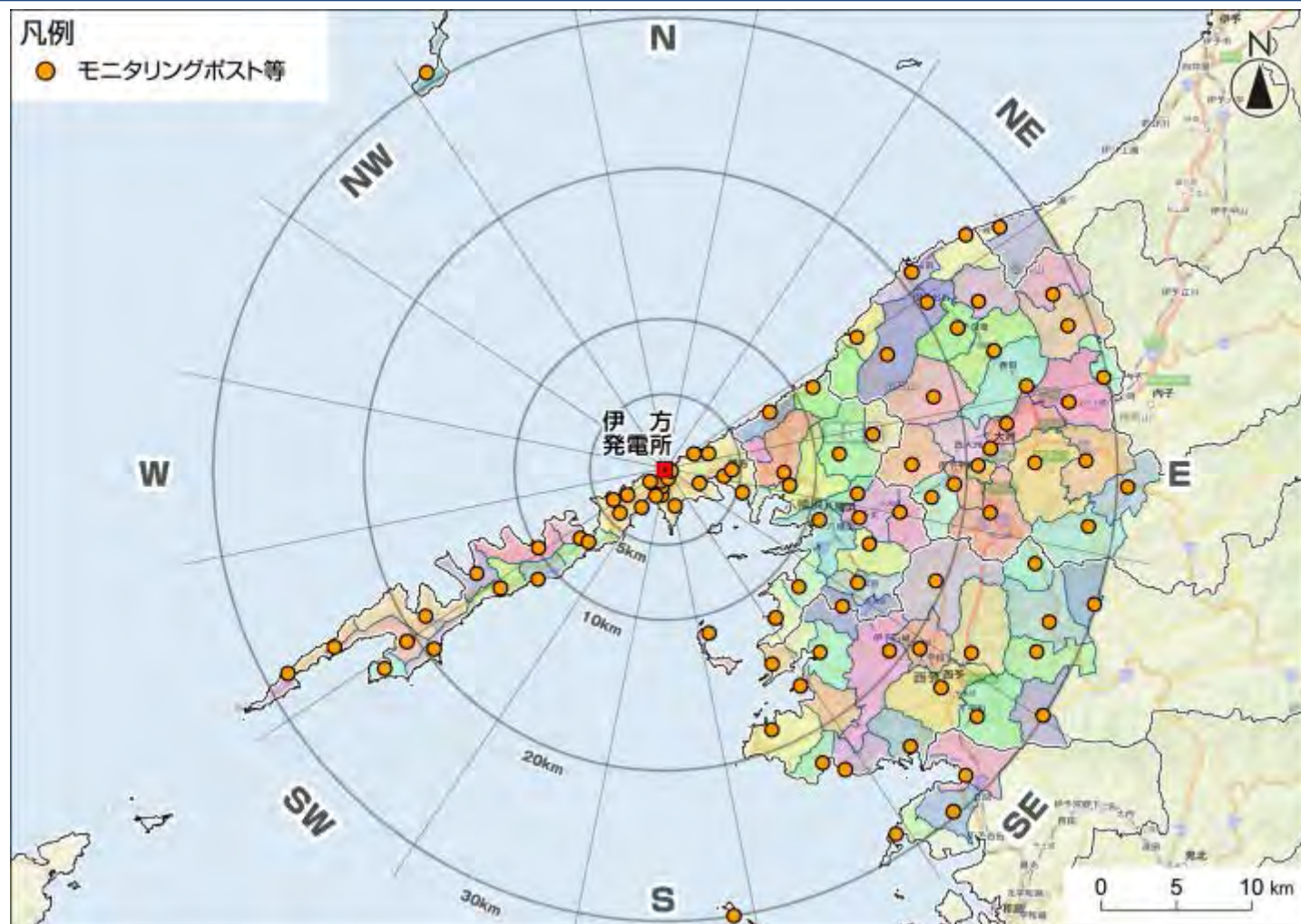


図 伊方地域における緊急時モニタリング体制と一時移転等の実施範囲

四国電力による緊急時モニタリング

- モニタリングポスト等
 - ・モニタリングステーション(1局)及びモニタリングポスト(4局)で、発電所敷地境界付近の放射線量を測定
 - ・モニタリングステーション(1局)で、発電所敷地境界付近の放射性物質濃度を測定
 - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線を強化する
 - ・更に、発電所周辺のモニタリングポスト(16局)で、発電所周辺の放射線量を測定
 - ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型代替モニタを別途配備(5台)
- 可搬型モニタ
 - ・施設敷地緊急事態が発生した場合、可搬型モニタ(4台)を設置して、発電所敷地境界付近のモニタリングポスト等とあわせて原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量を測定
- モニタリングカー及びサーベイメータ等を搭載した車両
 - ・緊急時においてモニタリングできるよう、モニタリングカー及びサーベイメータ等を搭載した車両を配備



モニタリングステーション【1局】、モニタリングポスト【20局】



可搬型代替モニタ【5台】、可搬型モニタ【4台】
(無線による通信機能付)



モニタリングカー【2台】



サーベイメータ等を搭載した車両【3台】



(サーベイメータ)



(可搬型ダストサンプラ)

車両に搭載するサーベイメータ等の例

愛媛県によるスマートフォンを用いたモニタリング情報の伝達

- 愛媛県では、愛媛県原子力情報ホームページに掲載している環境放射線データを、スマートフォン用アプリを活用してリアルタイムで住民へ伝達。
- GPS機能を活用し、伊方発電所からの距離・方位を取得するとともに利用者の最寄りのモニタリングステーション及びモニタリングポストを抽出することが可能。

モニタリング情報



スマートフォン用アプリ



- ※1: 測定線量により、各ポイントの色が変化。マップは拡大・縮小が可能。
- ※2: 山口県や大分県等、周辺県の環境放射線データ測定結果についても表示可能。
- ※3: 上記図は、スマートフォン用アプリ画面のイメージ図。
- ※4: 電子線量計の測定結果については、緊急時に、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにおいて公開。